



2026年 5月 27日

各 位

会 社 名 INCLUSIVE Holdings 株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 木村 美樹  
(コード番号：7078 グロース市場)  
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 正田 聡  
(TEL 03-6427-2020)

### 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月29日開催予定の第19回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議し、当該議案が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更を行うことを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとしておりますが、当社グループの決算期末日を統一し、事業管理等において、効率的な業務執行を図ることを目的として、事業年度を毎年6月1日から翌年5月31日までに変更するものです。

#### 2. 決算期末日の変更の内容

現 在	毎年3月31日
変 更 後	毎年5月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる第20期事業年度は、2026年4月1日から2027年5月31日までの14か月間となる予定です。

#### 3. 今後の見通し

2027年5月期の連結業績予想につきましては、決算期変更に伴う影響について精査を行い、確定次第速やかに公表させていただく予定です。

#### 4. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の理由

決算期末日の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに経過措置として新たに附則を設けるものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙「定款の変更内容」とおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日	2026年6月29日（予定）

以上

(別紙)

定款の変更内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年<u>3月31日</u>とする。 (事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u> とする。 (中間配当) 第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第8章 附 則</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎 年<u>5月31日</u>とする。 (事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年<u>6月1日</u>から翌年<u>5月31日</u>までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>5月31日</u>と する。 (中間配当) 第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>11月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第8章 附 則</p> <p><u>(事業年度変更に伴う変更後最初の定時株主総会の基準日に関する経過措置)</u> 第43条 第13条(定時株主総会の基準日)の規定にか わらず、2026年4月1日から始まる第20期事業年 度に関する定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>2027年5月31日</u>とする。なお、本附則は、第20期 事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削 除する。 <u>(事業年度変更に伴う会計監査人の任期に関する経過措 置)</u> 第44条 <u>2026年6月29日開催の第19回定時株主総会</u> <u>において別段の決議がなされないことにより再任された</u> <u>ものとみなされた会計監査人の任期は、第20期事業</u> <u>年度に関する定時株主総会終結の時までとする。な</u> <u>お、本附則は、第20期事業年度に関する定時株主</u> <u>総会終結後、これを削除する。</u></p> <p><u>(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経 過措置)</u> 第45条 第38条(事業年度)の規定にかかわらず、2026 年4月1日から始まる第20期事業年度は、2027 年5月31日までの14か月間とする。なお、本附則 は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結 後、これを削除する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(事業年度変更に伴う変更後最初の剰余金の期末配当基準日に関する経過措置)</u></p> <p><u>第46条 第39条（剰余金の配当の基準日）の規定にかかわらず、2026年4月1日から始まる第20期事業年度の期末配当の基準日は、2027年5月31日とする。なお、本附則は、第20期事業年度の期末配当の効力発生後、これを削除する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(事業年度変更に伴う変更後最初の間配当に関する経過措置)</u></p> <p><u>第47条 第40条（中間配当）の規定にかかわらず、第20期事業年度の間配当の基準日は、2026年9月30日とする。なお、本附則は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(事業年度変更に伴う変更前最終の剰余金の期末配当基準日に関する経過措置)</u></p> <p><u>第48条 第39条（剰余金の配当の基準日）の規定にかかわらず、2025年4月1日から始まる第19期事業年度の期末配当の基準日は、2026年3月31日とする。なお、本附則は、第20期事業年度の期末配当の効力発生後、これを削除する。</u></p>